

兵庫ユニバーサルツーリズム情報発信及び旅行商品造成に向けたファムトリップ実施業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

県内のユニバーサルツーリズムに関する情報発信及び旅行商品造成に意欲的な旅行会社等を招聘したファムトリップを実施し、WEB、紙媒体を活用した情報発信や旅行商品造成につなげるため「兵庫ユニバーサルツーリズム情報発信及び旅行商品造成に向けたファムトリップ実施業務」を実施する。

本要項では、業務を委託する者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託費

金3,399,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 応募資格

本プロポーザルに応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、観光本部や関係者との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 提出書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 兵庫県が賦課徴収するすべての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

- (5) 複数の者がグループを構成して提案する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表者を選出し、応募等観光本部とのやり取りについては代表者が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、すべての構成者が行うこと。

ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びすべての構成者は上記の(1)～(4)を満たすこと。

6 提案に係る手続

(1) 募集要項等の配布

観光本部のホームページからダウンロードすること。事務局による郵送、電子メールでの配布は行わない。

(2) 募集要項等への質問及び回答

ア 受付期間

令和7年10月10日（金）から10月15日（水）17時まで受付

イ 提出方法

電子メールにより事務局まで提出すること。（様式任意）

ウ 質問に対する回答

原則、ホームページにおいてすべての質問及び回答を公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 参加表明

本プロポーザルに応募する意思のある者は、令和7年10月17日（金）17時までに電子メールにより、その旨を連絡すること。

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

令和7年10月24日（金）17時（必着）

※ 期限後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

イ 提出方法

原則、電子メールにより提出すること。

持参又は郵送により提出も可とするが、その場合も電子メールによりデータを送付すること。データは、すべてのファイルを1つのフォルダにまとめたうえ、その容量の合計を10MB以下とすること。また提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。

郵送する場合は、書留、特定記録郵便等の郵便追跡サービス付きのものを利用すること。

ウ 提出先

「12 事務局」まで

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 提案にかかるすべての費用は応募者の負担とする。

7 提出書類

書類名	部数/様式	内容
企画提案書	A4版20枚以内 (持参又は郵送する場合は6部)	・提案内容 ・業務体制図(再委託先含む) ・事業実績(過去5年以内) ・事業者概要 等
見積書	様式任意	必ず積算単価及び数量等を明記し 「一式」という表記は極力避けること。

暴力団等の排除 に関する誓約書	別紙様式	
--------------------	------	--

8 実施事業者の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、別紙の審査表案に基づき、応募者から提出された提案内容等を総合的に審査・採点し、最も高い評価を得た応募者を事業実施者として選定する。1位の者が複数の場合は、会長が決定する。

なお、審査会は書面開催とする。

(2) 審査結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に対して電子メール等で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ア 「5 応募資格」に該当しない場合
- イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査会による審査を実施する。ただし、審査の結果、事業者を選定しない場合がある。

9 選定の取消し

- (1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 実施事業者として選定された者が、委託契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したときは、選定を取り消すことがある。

10 契約締結に関する事項

- (1) 実施事業者として選定された者と契約締結に向けた協議を行う。契約内容は提案を基本とするが、審査の内容を踏まえ、提案内容の修正を求める場合がある。
- (2) 実施事業者として選定された者は、原則として、8（2）の結果連絡のあった翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、観光本部及び実施事業者双方の負担とする。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。
- (4) 実施事業者として選定された者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、観光本部は審査会において次点となった者と契約を締結することができる。その場合、次点の事業者は別途その旨を通知する。

- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、最終的な契約額は契約書によるものとする。

12 事務局

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島(みのしま)

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662

E-mail：minoshima@hyogo-tourism.jp